

第 1 章 総 則

(準拠)

第 1 条 この規程は、学則第 6 章（教育課程及び履修方法等）、第 7 章（資格取得の課程）、第 8 章（卒業等）に定める事項について、その細則を定める。

第 2 章 授業科目と単位

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、保育学部においては基礎教育科目及び専門教育科目とし、学芸学部においては総合教養科目と専門科目とする。ただし、資格を得ようとする学生のために当該課程及び自由科目を置く。

(教職課程)

第 3 条 教職員免許状の所要資格を得ようとする学生のために、教職課程を置く。

2 前項の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法ならびに同法施行規則の定めるところに従い、教科及び教職に関する科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第 4 条 保育士資格をえようとする学生のために、保育学部保育士養成指定基準に定める教育課程を置く。

2 前項の資格を得ようとする学生は、児童福祉法ならびに同法施行規則の定めるところに従い、学則に定める科目を履修しなければならない。

(授業科目と単位数)

第 5 条 授業科目と単位数は、学則の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第 6 条 各授業科目の単位は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 講義を主とする授業科目にあつては、1 時間の授業に対し教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習を主とする授業科目にあつては、2 時間の授業に対し教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技を主とする授業科目にあつては、学修はすべて実験、実習及び実技場で行われるものとし、毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じた授業時間を持って 1 単位とする。

第 3 章 授業

(授業時間数)

第 7 条 授業時間数は、前期及び後期に、それぞれ 15 週、通年 30 週を原則とする。

(必修と選択)

第 8 条 授業は、各授業科目を必修科目と選択科目に分け、これを各年次に配当した教育課程により行

うものとする。

第 4 章 履修方法

(卒業の要件及び在学年限)

第 9 条 学生は、4 年以上在学し、次の各号に定めるところにより、合計 124 単位以上を修得するものとする。

ただし、本学に在学し得る期間は 8 年を限度とし、休学期間は、在籍期間に算入しないものとする。

保育学部：

(1) 基礎教育科目については、必修科目を含み 30 単位以上。

(2) 専門教育科目については、必修科目を含み 94 単位以上。

学芸学部：

(1) 総合教養科目については、必修科目を含み 30 単位以上。

(2) 専門科目については、必修科目を含み 94 単位以上。

(履修)

第 10 条 保育学部専門教育科目又は学芸学部専門科目については、所属学科以外の授業科目も履修することができる。

(履修登録)

第 11 条 選択科目を履修する場合は、履修登録をしなければならない。

2 所属学科以外の学科の授業科目を履修する場合は、当該科目が必修科目であっても、履修登録をしなければならない。

(履修登録期間)

第 12 条 履修登録期間は、各学期開始後 2 週間以内とする。

第 5 章 単位認定・成績

(単位の修得)

第 13 条 単位は、学期末及び学年末試験において合格と判定された場合に修得できるものとする。

(単位の認定)

第 14 条 単位修得の認定は、各授業担当の教員が行い、卒業単位の認定は、教授会が行うものとする。

(合格判定基準)

第 15 条 合否判定は、次の基準による。

| 成績 | 評価基準 | 評価 |
|----|------------|-----|
| 秀 | 100 点～90 点 | 合格 |
| 優 | 89 点～80 点 | |
| 良 | 79 点～70 点 | |
| 可 | 69 点～60 点 | |
| 不可 | 59 点～0 点 | 不合格 |

(G P A)

第 16 条 総合的な学習到達度は、G P A (Grade Point Average 平均的成績指数)によって表す。GPA とは、各授業科目 5 段階の成績評価に対応して 4～0 のグレードポイント (以下「G P」という。)

を付与して算出する1単位当たりのG P平均値をいう。

2 G Pは、次のとおりとする

| 成績 | G P |
|----|-----|
| 秀 | 4 |
| 優 | 3 |
| 良 | 2 |
| 可 | 1 |
| 不可 | 0 |

3 G P Aの対象科目は、100点を満点として成績評価される全ての授業科目とする。

4 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、G P Aの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他大学等との単位互換等で修得した科目

(履修登録単位数の上限制度)

第 17 条 学生の適正な学修を支援に資するために、各学部において、必要に応じて、G P Aに基づいた学期毎の履修単位数上限制度を制定することができるものとする。

(履修の取り消し)

第 18 条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し 期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(成績の通知)

第 19 条 認定された単位及び成績は、本人に通知するものとする。

(成績の記録)

第 20 条 成績は、第 1 5 条の基準により学籍簿に記録する。

(追試験の成績及び評価)

第 21 条 追試験の成績及び評価は、第 1 5 条の基準による。

(再試験の成績及び評価)

第 22 条 再試験の評価は、第 1 5 条の基準にかかわらず、合格の成績を可とする。

第 6 章 試験

(試験の実施時期)

第 23 条 試験は、原則として、半期の授業科目については学期末に、通年の授業科目については学年末に行うものとする。

(試験の方法)

第 24 条 試験の方法は、筆記、レポート、実技その他によるものとする。

(受験資格)

第 25 条 次の各号の一に該当する場合は、受験資格を失う。

- (1) 該当授業科目の欠課が授業時間数の 3 分の 1 を超えたとき
- (2) 学納金が未納のとき
- (3) 選択科目の履修登録がされていないとき

(定期試験)

第 26 条 定期試験は、次の各号により行う。

- (1) 試験時間は、原則として一授業科目 90 分とする。
- (2) 試験開始後 20 分を経過した入室は認めない。
- (3) 試験開始後 30 分を経過するまで退室を認めない。
- (4) 受験生は、学生証を所持しなければならない。

(追試験)

第 27 条 試験当日、次に掲げる事由により受験が不可能になった者は、願い出により、追試験を受けることができる。

- (1) 天災地変で当日出校不可能になったとき
- (2) 疾病のために受験が不可能となり、事前に届け出たとき
- (3) 就職試験のため受験が不可能となり、事前に届け出たとき
- (4) その他学長が認めたとき

(再試験)

第 28 条 定期試験において、不合格と判断された授業科目がある場合は、願い出により、再試験を受けることができる。

ただし、定期試験において不正行為をした者又は答案を提出せず試験を放棄した者は、再試験を受けられない。

(追・再試験の実施)

第 29 条 追試験及び再試験は、大学が指定する日時及び方法により、1 回に限り実施するものとする。

(不正行為)

第 30 条 試験中に不正行為を行った者は、教授会の議を経て措置するものとする。

(委任)

第 31 条 この規程の運用に関して必要な細目は、別に定める。

附則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

桜花学園大学保育学部 GPA 制度および履修登録単位数の上限制度に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、桜花学園大学履修規程（第 17 条～18 条）に従い、桜花学園大学保育学部（以下「本学部」）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）に基づく履修登録単位数上限制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 「GPA」とは、各授業科目 5 段階の成績評価に対応して 4 ～ 0 のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する 1 単位当たりの GP 平均値をいう。

2 GPA 対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

(1) 100 点を満点として成績評価されるすべての授業科目

(2) 本学部在学中に、他の学部及び大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第 1 号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPA の対象から除く。

(1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目

(2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目

(3) 本学入学前に修得した単位認定科目

(4) 他大学等との単位互換等で修得した科目

(5) 第 5 条に定める履修登録取消期間中に取り消した科目

(成績評価および GP)

第 3 条 保育学部の定める成績評価並びに GP は、次のとおりとする。

| 成績 | GP |
|--------|--------|
| 秀 (AA) | 4 |
| 優 (A) | 3 |
| 良 (B) | 2 |
| 可 (C) | 1 |
| 不可 (F) | 0 |
| 取消 (W) | GP 対象外 |

(GPA の種類及び計算方法)

第 4 条 GPA は、当該学期に履修した第 2 条第 2 項各号に定める GPA 対象科目について、学期 GPA 及び通算 GPA に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第 2 位を四捨五入して表記するものとする。

(1) 学期 GPA = (当該授業科目の GP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計
／当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 通算 GPA = (入学時からの当該授業科目の GP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計
／入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(履修の取り消し)

第5条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、各学期の授業開始後6週目の期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(履修登録単位数の上限)

第6条 本学部の学生が、各学期に履修登録できる単位数は、基礎教育科目と専門教育科目との合計単位数で、標準履修単位数上限を30単位とし、前学期のGPAに基づいて、次のとおりとする。

- (1) 前学期の学期GPAが3.0以上の場合の上限単位数は34
 - (2) 前学期の学期GPAが2.5～2.9の場合の上限単位数は32
 - (3) 前学期の学期GPAが1.5～2.4の場合の上限単位数は30
 - (4) 前学期の学期GPAが1.5未満の場合の上限単位数は26
 - (5) 新入学生、編入学生、再入学生の上限単位数は30
- 2 卒業研究、学外実習科目、集中講義科目は履修登録上限制限に含まない。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格(F)と判定され、後に再履修等によって合格となった場合は、新たな学習成績をその科目の成績とする。

(GPAの開示)

第8条 GPAの学生への開示は、学期GPA及び通算GPAとする。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的としてGPAデータの提供を希望する場合は、本学部長に申し出るものとする。

- 2 本学部長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

附記

この細則は、平成25年度入学者から適用する。平成24年4月入学者については、平成24年4月1日からGPA制度を適用し、平成25年4月1日から履修登録単位数の上限制度を適用する。

桜花学園大学学芸学部 GPA 制度および履修登録単位数の上限制度に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、桜花学園大学履修規程（第17条～18条）に従い、桜花学園大学学芸学部（以下「本学部」）におけるグレードポイント（以下「GPA」という。）に基づく履修登録単位数上限制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

(1)100点を満点として成績評価されるすべての授業科目

(2)本学部在学中に、他の学部及び大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

(1)合格か不合格かだけを判定する授業科目

(2)編入学又は転入学した際の単位認定科目

(3)本学入学前に修得した単位認定科目

(4)他大学等との単位互換等で修得した科目

(5)第5条に定める履修登録取消期間中に取り消した科目

(成績評価およびGP)

第3条 学芸学部の定める成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

| 成績 | GP |
|--------|--------|
| 秀 (AA) | 4 |
| 優 (A) | 3 |
| 良 (B) | 2 |
| 可 (C) | 1 |
| 不可 (F) | 0 |
| 取消 (W) | GP 対象外 |

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

(1)学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数)の合計 / 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 通算 GPA は、入学時から当該学期までの授業科目ごとに得た GP に、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算 GPA = (入学時からの当該授業科目の GP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計
／ 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(履修の取り消し)

第 5 条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(履修登録単位数の上限)

第 6 条 本学部の学生が、各学期に履修登録できる本学部の単位数は、総合教養科目と専門科目の合計単位数で、標準履修単位数上限を 20 単位とし、前学期の GPA に基づいて、次のとおりとする。

(1) 前学期の学期 GPA が 3.5 上の場合の上限単位数は 24

(2) 前学期の学期 GPA が 3.0～3.4 の場合の上限単位数は 22

(3) 前学期の学期 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 20

(4) 前学期の学期 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 18

(5) 前学期の学期 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 16

(6) 新入学生、編入学生、再入学生の上限単位数は 20

2 自由科目（教職科目）、学外実習科目、集中講義科目は履修登録上限制限に含まない。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第 7 条 不合格 (F) と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、新たな学習成績をその科目の成績とする。

(GPA の開示)

第 8 条 GPA の学生及び保護者への開示は、学期 GPA 及び通算 GPA とする。

(GPA データの提供及び活用)

第 9 条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等において GPA データの提供を希望する場合は、別紙申請書により、本学部長に申請するものとする。

2 本学部長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPA に係る各種資料を提供するものとする。

(経過措置)

第 10 条 平成 24 年 3 月 31 日において現に在籍する者の履修登録単位数の上限の取扱いについては、当該年次在籍者に適用されている履修登録単位数の上限制度を適用する。

附 記

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

桜花学園大学学芸学部 教職免許取得に関わる教育実習等の履修に関する規則

(目的)

第1条 この要項は、桜花学園大学学芸学部（以下「本学部」）の中学校・高等学校1種免許状（英語）取得に必要な実習科目等の履修について必要事項を定め、学生の教員免許状取得に対する学修意欲を高めるとともに、学生支援に資することを目的とする。

(対象科目)

第2条 この規則に定める対象授業科目を、つぎの授業科目とする。

- (1) 教育実習 I
- (2) 教育実習 II
- (3) 教育実習指導
- (4) 教職実践演習

(履修条件)

第3条 第2条に掲げる科目を履修しようとする者は、次の各号の条件を満たさなければならない。

1. 学則で定める教職に関する科目（中、高一種免）を履修済み、又は履修中であること
2. 教科に関する科目及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修済み、または履修中であること
3. 教育委員会等に教育実習を申請するまでに修得した総合教養科目及び専門科目の全履修科目通算GPA及び教職に関する科目の通算GPAのいずれもが2.8以上であること
4. 3年次2月末日迄にTOEICのスコアが600点以上あること、あるいは英検準1級を取得していること

(経過措置)

第4条 平成24年3月31日において現に在籍する者に対しては、平成21年度の履修条件を適用する。

附 記

この規則は、平成24年4月1日から実施する。

桜花学園大学海外留学規程

(準拠)

第1条 この規程は、桜花学園大学学則（以下「学則」という。）第20条第2項に基づき、桜花学園大学（以下「本学」という。）の学生の海外留学（以下「留学」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における海外留学とは、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関が開講する科目を履修することをいう。

(区分)

第3条 この規程における海外留学生（以下「留学生」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 交換留学生：本学と交換留学協定を締結している海外の大学へ、本学の許可を得て留学する者
- (2) 協定海外留学生：本学と協定を締結している外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者
- (3) 認定海外留学生：本学が認定する前号以外の外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者

2 前項各号の留学に関する事項は、別に定める。

(留学期間)

第4条 留学の期間は、原則として6ヵ月(1学期)または1年(2学期)とする。

(出願資格)

第5条 留学を希望する者は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学し、留学する前までに原則として30単位以上を修得していること。
- (2) 留学目的及び留学計画が適切であること。
- (3) 学業成績が優秀であること。
- (4) 留学するに十分な外国語能力を有すること。
- (5) 心身共に健康であること。
- (6) 留学する大学の入学許可書を有すること。
- (7) 留学にあたり、保証人の承諾を得ていること。

(出願手続)

第6条 留学を希望する者は、所定の「海外留学許可願」に次の書類を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 所属する学科が発行する推薦書及び成績証明書
- (2) 保証人の同意書

(3) その他本学が指定する書類

(留学許可)

第7条 留学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

(学籍)

第8条 留学期間中の学籍は「留学」とする。

(修業年限及び在学年限への算入)

第9条 留学期間は1年を限度に、修業年限に算入する。

2 留学期間は2年を限度に、在学年限に算入する。

(留学中に修得した単位の認定)

第10条 留学期間中に修得した授業科目の単位のうち本学が教育上有益と認めるときは、学則第31条第3項に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 単位の認定に関する事項は、別に定める。

3 単位の認定は、帰国後に本人の申請に基づき、教授会の議を経て行う。

(留学期間の延長)

第11条 第4条に定める留学期間は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

なお、延長した場合の留学期間は、休学扱いとする。

2 留学期間の延長を希望する留学生は、原則として留学期間終了の3ヵ月前までに留学期間延長願を学長へ提出しなければならない。

3 留学期間の延長は、教授会の議を経て、学長が許可する。

(留学の取消・中止)

第12条 留学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、学長は留学許可の取消または中止を決定する。

(1) 留学の査証が認められない場合

(2) 病気その他やむを得ない事由が発生した場合

(3) 学業成績不良で、成業の見込みがない場合

(4) 本学の規則に違反し、または学生としての本分に著しく反した場合

(留学終了手続)

第13条 留学生は、留学期間を終了したときは、留学終了届、留学報告書、留学先の大学等が交付する修了証明書またはそれに準ずる証明書及び本学が指定するその他の書類を学長へ提出しなければならない。

(本学の学費)

第14条 留学生として認定され、海外留学する場合の本学への学納金を次のように定める。

(1) 交換留学協定に基づき留学する場合の留学生の場合、本学へ学納金等を納付するものとする

(留学先の学納金は免除される)。

- (2) 協定海外留学生及び認定海外留学生の場合、留学期間中の学費は、授業料及び教育充実費については学則に定める額の半額とし、演習教材費については免除する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

桜花学園大学学芸学部海外留学に関する規則

(準拠)

第1条 この規則は、桜花学園大学海外留学規程第10条第2項の規定に基づき、学芸学部(以下「本学部」という。)の学生の海外留学に関し必要な事項を定める。

(留学の所管委員会)

第2条 本学部学生の海外留学に関する取扱いは、本学部教務委員会(以下「教務委員会」という。)が所管する。

- 2 教務委員会は、次の事項を審議し、その結果を本学部教授会(以下「教授会」という。)に付議するものとする。
 - (1) 留学の適否に関すること。
 - (2) 単位認定に関すること。
 - (3) その他留学に関すること。

(出願資格)

第3条 留学を出願することができる者は、桜花学園大学に1年以上在学し、かつ、30単位以上の科目の単位を修得した学生とする。ただし、在学期間が1年に満たない学生であっても、後期試験終了後の留学を希望する学生は、出願を認めることがある。

(出願書類)

第4条 留学を希望する学生は、次の書類を学芸学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 留学願
 - (2) 留学先大学等の受入許可書
 - (3) 留学先大学等での学修計画書
 - (4) 健康診断書
- 2 前項に定める書類は、出国の日から2カ月前までに、学部長に提出しなければならない。
 - 3 学部長は、前項の書類が整わない場合において、特別の事情が認められると判断したときは、教授会の承認を経て、留学の仮承認を学長に求めることができる。この場合において、仮承認を受けた学生は、出国の日から2カ月以内に不足書類を提出しなければならない。
 - 4 前項の不足書類の提出を受けた学部長は、学長に留学の許可を求めるものとする。この場合において、留学許可の日付は、仮承認の日とする。

(留学指導)

第5条 留学を希望する学生は、留学願を提出する前に、本学部留学委員会から、留学先大学等で履修すべき授業科目その他留学に関する事項につき指導を受けなければならない。

(留学期間の始期及び終期)

第6条 留学期間の始期は4月1日又は10月1日、終期は9月30日又は3月31日とする。ただし、これらの日付の前後に出国又は帰国をした場合は、これをいずれかの日付に読み替えるものとする。

(留学期間延長の出願書類)

第7条 留学期間を延長する場合は、原則として留学期間終了の3カ月前までに次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長願
- (2) 留学先大学等が発行する延長後の聴講許可書又はこれに代わる書類
- (3) 留学期間延長後の学修計画書

(留学の中止)

第8条 留学した学生が病気その他やむを得ない理由により学修を続けることができないときは、留学の中止を学部長に願い出なければならない。

(修得した授業科目等の認定)

第9条 留学先大学等で修得した授業科目等については、学生の願い出に基づき、授業科目の開設目的にかなう場合に限り、教授会が認定するものとする。この場合において、留学先大学等で修得した授業科目等が本学部授業科目と同等又は同等以上の内容であると判断される場合に、履修した内容により本学部授業科目に読み替えた上、第13条に規定する換算基準により単位を認定するものとする。

2 留学先大学等で修得した授業科目等の認定を希望する学生は、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願
- (2) 留学先大学等で修得した授業科目等の内容及び履修時間数がわかる書類
- (3) 留学先大学等で修得した授業科目等の成績表
- (4) 留学先大学等で修得した授業科目等の講義ノートその他審査に有益な書類

3 認定した授業科目の成績評価の表示は、「T」とする。

4 授業科目及び単位は、帰国年度において30単位を上限にこれを認め、桜花学園大学学則第30条3項に定める他大学等において修得した単位等の認定による単位数と合わせ、60単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができる。

(単位認定の特例措置)

第10条 単位認定に当たっては、次に掲げる取扱いを行うことができる。

- (1) 複数の修得した授業科目及び単位を合算して、本学部の一つの授業科目及び単位として認定すること。
- (2) 修得した一つの授業科目及び単位を、本学部の複数の授業科目及び単位に認定すること。

- (3) 修得した授業科目等が本学部の上級年次に配当されている授業科目に相当する場合に、これを認定すること。

(単位認定の手続)

第11条 修得した授業科目等の認定の手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 教務委員会は、留学終了者の願い出に基づく単位認定に際し必要があるときは、審査委員会を設置する。
- (2) 前号の審査委員会は、教務委員長及び教務委員長が指名する教員により構成するものとする。
- (3) 教務委員長は、単位認定審査を行い、認定可能な授業科目及び単位数を定めた単位認定案を作成し、教務委員会に報告するものとする。
- (4) 教務委員会は、前号の単位認定案を審議し、教授会に付議するものとする。

(単位認定審査記録の保管)

第12条 教務委員長は、留学先大学等で修得した授業科目等の名称、単位数及び成績評価等並びに読替え後の授業科目名、単位数及び審査の経緯について、文書に記録して保管しなければならない。

(単位の換算基準)

第13条 留学先大学等で修得した単位を本学部の単位に換算するときは、学則第25条に規定する単位の計算方法及び実質の履修時間数に基づき、次に掲げる基準により換算するものとする。

| 科目の種類 | 単位 | 履修時間数 |
|---------|----|-------|
| 講義・演習科目 | 2 | 1350分 |
| 演習科目 | 1 | 1350分 |

(留学終了後の履修登録)

第14条 留学を終了した学生の留学終了後の履修登録手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 4月末日までに留学終了届を提出した学生は、所定の期日までに、前期科目を登録し、履修することができる。
- (2) 10月末日までに留学終了届を提出した学生は、所定の期日までに後期科目を登録し、履修することができる。

(留学終了後のSeminar及び Graduation Thesis 担当者)

第15条 留学終了後のSeminar 及び Graduation Thesis の履修に関する取扱いは、次に掲げるところによる。

- (1) 留学を終了した学生が、これらの履修を希望する場合は、学生の希望に基づき、学科長が担当者を決定するものとする。
- (2) Seminarを履修している学生が年度途中で留学を開始し、留学終了後に継続してSeminar の履修を希望する場合は、留学開始時の担当者が引き続き担当するものとする。ただし、留学終了

後に当該担当者がSeminarを担当していない場合には、学生の希望に基づき、学科長が担当者を決定するものとする。

(改廃)

第16条 この内規の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に留学の許可を得て外国の大学で学修している学生についても、この規則を適用する。

桜花学園大学科目等履修生規程

(準 則)

第1条 この規程は、本学学則の定めに基づき科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(履修の許可)

第2条 本学が指定する授業科目のうち、履修を志願する者があるときは、当該学科の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(資 格)

第3条 科目等履修生の入学資格については、本学学則の定めるところによる。

(入学期日)

第4条 科目等履修生の入学期日は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第5条 科目等履修生の在学期間は、履修科目の開講期間とする。

(手続き)

第6条 科目等履修生として入学しようとする者は、次の書類に検定料（本科入学検定料の半額）を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- 1 入学願書
- 2 卒業証明書（最終学歴のもの）または在学関係にある大学の成績証明書等、入学資格を証明するもの。あるいはその写し。

(授業料)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、授業料（1単位につき15,000円）を指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 「教育実習」「保育実習」等の履修者は、実習謝礼費を納入しなければならない。
- 3 既納の入学検定料及び授業料等については、原則として返還しない。

(履修単位の授与)

第8条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した科目について、単位取得証明書を授与する。

(学則の準用)

第9条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか本学学則を準用する。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年度入学生から施行する。

この規程は、平成15年10月から施行する。

桜花学園大学科目等履修生規程に関する細則

(桜花学園大学在学学生等に関わる特例)

1. 桜花学園大学科目等履修生規程第6条、第7条の規程に関わらず、次の各号については、これを特例として認める

- ① 桜花学園大学及び名古屋短期大学（専攻科を含む）の在学学生については入学願書を除く提出書類、入学検定料及び授業料を免除する。
- ② 桜花学園大学・名古屋短期大学（専攻科を含む）及び豊田短期大学の卒業生については入学願書を除く提出書類及び入学検定料を免除する。
- ③ 編入学試験に合格し入学金を納めた者については入学願書を除く提出書類、入学検定料及び授業料を免除する。ただし、入学を辞退した場合、授業料は徴収する。
- ④ 科目等履修生を継続する者については入学願書を除く提出書類及び入学検定料を免除する。

(「教育実習」等学外実習科目を履修しようとする者に関する特例)

2. 「教育実習」等学外実習科目を履修しようとする者は、第6条の規程に関わらず、出願期間は前年度の9月7日から9月30日までとし、提出書類に健康診断書を加え、提出するものとする。

(実習謝礼費)

3. 第7条第2項の実習謝礼費は、実費を徴収する。ただし、桜花学園大学の卒業生及び名古屋短期大学専攻科学生で実習費を既に納入した者については、実習謝礼費を免除する。

附 則

この細則は、平成15年10月 1日から施行する。

この細則は、平成21年 4月 1日から施行する。

桜花学園大学編入学規程

(準 拠)

第1条 この規程は、本学学則に基づき、編入学に関する事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 編入学とは、次の各号の一に該当するものが、本学の3年次に入学することをいう。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得した者

(出 願)

第3条 本学に編入学を志願するものは、所定の願書に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(試 験)

第4条 編入学志願者には、編入学試験を行うものとする。

- 2 編入学試験は、指定校推薦、公募制推薦、一般試験の3種類とする。

(許 可)

第5条 学長は、前条による試験に合格した者について、教授会の議を経て入学を許可する。

(既修得単位の取扱い)

第6条 前条により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、別に定める。

(授業料等)

第7条 編入学者の入学金及び授業料等は、別に定める。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

保育学部編入学修得単位認定規程

(沿革) 平成14年4月1日 制定
平成21年4月1日 一部改定
平成23年4月1日 一部改定

(準 拠)

第1条 この規程は、本学学則第15条に基づき、編入学によって入学した者の既修得単位の認定に関する事項について定めるものとする。

(認定の限度)

第2条 各教育機関において修得した単位のうち、本学において修得したものとみなすことのできる単位は、60単位を超えないものとする。

(認定の要件)

第3条 既修得単位の認定は、次によるものとする。

- (1) 学科の専攻と同じ学問分野を各教育機関において履修した者は、基礎教育科目（教養系科目、外国語科目、情報系科目、スポーツ系科目、芸術系科目、基礎演習科目）においては、30単位までを包括して認定できるものとし、専門教育科目（関連教育科目、専攻教育科目）においては、科目の読み替えにより32単位までを認定できるものとする。ただし、専門教育科目において32単位を超えて認定し得る科目がある場合は、基礎教育科目の包括認定によらず、60単位までを科目の読み替えにより認定できるものとする。
- (2) 学科の専攻と異なる学問分野を各教育機関において履修した者は、基礎教育科目においては、30単位までを包括して認定できるものとし、専門教育科目については、読み替え得る科目があれば、32単位までを認定できるものとする。
- (3) 保育士養成に関わる科目の単位認定については、保育士養成施設において修得した科目について30単位を超えない範囲、指定保育士養成施設以外の学校等で修得した科目については基礎教育科目として30単位を超えない範囲で認定できるものとする。

(認定の手続)

第4条 既修得単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

桜花学園大学 学芸学部編入学既修得単位認定規程

(準 拠)

第1条 この規程は、本学学則に基づき、編入学によって入学した者の既修得単位の認定に関する事項について定めるものとする。

(認定の限度)

第2条 各教育機関において修得した単位のうち、本学において修得したものとみなすことのできる単位は、60単位を超えないものとする。

(認定の要件)

第3条 既修得単位の認定は、次によるものとする。

- (1) 総合教養科目については、科目の読み替えにより18単位まで認定できる。
- (2) 専門科目については、科目の読み替えにより42単位まで認定できる。

(認定の手続き)

第4条 既修得単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1.この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2.この規程は、平成23年4月1日から施行する。

桜花学園大学転学部・転学科規程

(準 拠)

第1条 この規程は、本学学則第19条の定めに基づき、転学部・転学科に関する事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 転学部とは、本学在学中に所属学部以外の学部にて在籍学部を変更することをいう。

2 転学科とは、本学在学中に所属学部の当該学科以外の学科に、在籍学科を変更することをいう。

(転学部・転学科の時期)

第3条 転学部・転学科の受け入れる年次は、第2学年または、第3学年の初めとする。

(出 願)

第4条 転学部・転学科を希望する者は、1年次または、2年次における所定の期日までに、願書等の必要な書類を学長へ提出しなければならない。なお、出願は1回限りとする。

(審 査)

第5条 転学部・転学科を希望する者の審査は、志望学部の定めるところにより、筆記試験、面接及び書類審査などにより可否の判定を行うものとする。

(転学部・転学科の許可)

第6条 学長は、前条による審査で合格した者について、志望学部教授会の議を経て転学部・転学科を許可する。

(既修得単位の取扱い)

第7条 前条により、許可された者の既修得単位の取扱いについては、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第8条 転学部・転学科者の本学での修業年限及び在学年限は、学則第5条の通りとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

桜花学園大学転学部・転学科規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、桜花学園大学転学部・転学科規程に基づく転学部・転学科（以下「転学部等」という）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(募集及び許可条件)

第2条 各学部学科は、教育上支障をきたすことのない範囲において、転学部等を志願する者を募集することができる。

2 転学部等は、それにより、各学部又は各学科において教育上支障をきたすことのない範囲でこれを許可することができる。

(志願者資格)

第3条 転学部等を志願する者は、1年次又は2年次に在学し志願理由が明確であり、転学部等をして差支えないと認められた者でなければならない。

(選考方法)

第4条 転学部等願を受理した志望学部は、志願理由、学業成績、面接、小論文、筆記試験等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

(配属年次)

第5条 転学部等を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、2年次又は3年次とする。

2 配属年次については、単位取得状況を考慮のうえ決定する。

(転学部等の時期)

第6条 転学部等の許可の時期は、4月1日とする。

(在学年限)

第7条 転学部等を許可された者の残りの在学年限は、転学部等先における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部等の制限)

第8条 転学部等を許可された者は、原則として再び転学部等を願い出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

桜花学園大学 研究生規程

(準 拠)

第1条 この規程は、桜花学園大学学則第45条第2項の規定に基づき研究生に関する事項について定める。

(定 義)

第2条 研究生とは、特定課題について指導教員のもとで、指導を受ける者をいう。

(資 格)

第3条 研究生として志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び出願年度の3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 本学において、前号と同等以上の資格または学力があると認められる者

(出 願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書及び検定料（本科入学検定料の半額）を添えて次の期日までに学長に願出しなければならない。

| | |
|--------|------|
| 在籍希望期日 | 提出期日 |
| 1年又は前期 | 3月末日 |
| 後期 | 9月末日 |

(審 査)

第5条 出願のあった者の審査は、当該指導教員の意見を聞き、当該学科において行う。

(許 可)

第6条 前条による審査で合格と判断された者については、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(入学期日)

第7条 研究生の入学期日は、学期のはじめとする。

(在学期間)

第8条 在学期間は、学期を単位とし1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には延長を認めることができる。

(授 業)

第9条 研究生は、指導教員のもとで指導を受け、指導教員の判断により、教育に支障のない範囲で授業を聴講することができる。

ただし、この場合の聴講授業科目の単位認定はできないものとする。

(授業料等)

第10条 研究生として入学を許可された者は、授業料（1学期30,000円、通年60,000円）を指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 既納の入学検定料及び授業料は、原則として返還しない。

(委 任)

第11条 研究生については、本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成21年4月1日より施行する。

名古屋短期大学との単位互換に関する協定について

名古屋短期大学と本学は協定により、それぞれ相手大学の授業科目を履修し単位を修得することを認めあうこととしています。

その単位互換協定の内容は次のとおりです。

(受入れ)

第1条 桜花学園大学に在学する学生が、名古屋短期大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、名古屋短期大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 名古屋短期大学に在学する学生が、桜花学園大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、桜花学園大学長は当該学生を受け入れることができる。

(協定による科目等履修生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「協定による科目等履修生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 協定による科目等履修生の期間は、1年以内とする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、その都度協議する。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、正規の学生の履修に支障をきたさない範囲とする。

(受入れ手続)

第6条 協定による科目等履修生の受入れ手続は、双方の科目等履修生に関する規程に準じて行うものとする。

(単位の授与等)

第7条 協定による科目等履修生の履修方法、単位授与等については、受入れ大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 両大学が受け入れる協定による科目等履修生の授業料等は徴収しないものとする。

附 則

1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

2 それぞれの大学において協定の内容を改めようとするときは、再度協議するものとする。